

令和元年6月12日現在

機関番号：12102

研究種目：基盤研究(B)（海外学術調査）

研究期間：2014～2018

課題番号：26301030

研究課題名（和文）ドイツにおける仕事とケアの調整政策の研究

研究課題名（英文）Social Policy for the Coordination of Work and Care in Germany

研究代表者

田中 洋子（TANAKA, Yoko）

筑波大学・人文社会系・教授

研究者番号：90202176

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 7,800,000円

研究成果の概要（和文）：日本では近年「仕事とケアをどう両立させるか」が社会的課題となっているが、この問題に同様に取り組んできたドイツではどのような形の取り組みがなされてきたかを制度的、実証的に研究した。その結果、出産・育児期をはじめ、家族の介護時や高齢者になってからの働き方など、仕事とケアの両立が特に問われる時期、さらに自分の再教育期も含めて、ドイツにおいては「時間」の弾力的な運用をキーワードとして仕事とケアの両立に対応していることが明らかになった。基本的な労働条件を変えないまま、労働時間を短くし（給与は時間比例）、長くできる時は元に戻すという方法を通じて、経済的にも、また個人の人生にも対応していることがわかった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

この研究は、日本でのワーク・ライフ・バランス政策を考える上での示唆を与えると同時に、日本で非正規雇用の増加が続いて正規雇用との労働条件の差がついている状況の変革についても大きなヒントを与えている。つまり、育児や介護など、個人や家族の中でケアが求められる状況になった時に、しばしばフルタイムの正規雇用では勤め続けられない状況に陥る日本に対して、正規雇用のまま労働時間を大きく弾力化することによって仕事とケアとを両立できることをドイツは示している。

研究成果の概要（英文）：In Japan balancing work and care has been a serious social challenge in recent years. Focusing on Germany, this study explored what kind of institutional conditions, both legally and in practice in corporations, have contributed to improve the basic balance of work and care, in comparison with Japan. In result, not only in the times of childbirth, childbearing, and family care, or working of elder ages, it has been a substantial method to make working hours very flexible, without devaluation of working conditions, except proportionate salaries. Including recurrent studies, this flexible working hours, mainly based on the hope of employees, could be utilized to make better work and care. Recently going back and forth between full-time work and part-time work was also institutionalized.

In Japan, where the short working hours could inevitably lead to precarious working condition, German challenges for balancing work and care could be very suggestive.

研究分野：社会科学

キーワード：労働時間 ワーク・ライフ・バランス 仕事とケア パートタイム 時間の柔軟化 ドイツ

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

この研究の前の科研費研究において、ドイツにおけるワーク・ライフ・バランス政策の展開について調査研究を行っていた。主に企業での人事担当者や従業員への聞き取りを行ったが、その中でドイツ企業での労働時間の使い方がきわめて弾力的であり、それが経済的な市場対応とともに、仕事とケアの両立を実現する機能を持つことをはっきり認識するに至った。

その一つはフルタイム正社員のいわゆるフレックスタイム制であり、もう一つはパートタイムの活用である。しかし、これら二つとも日本における概念、法制度、労働条件等すべての点において、日独で根本的な差異があることもまたわかってきた。そのため、日本における仕事とケアの調整、仕事と家族のバランスを改善するための政策を考えるために、さらに、より具体的にドイツの制度とその実践を詳しく検証し、日本に役立つ点がないか、比較して考察することが必要だと認識された。

### 2. 研究の目的

(1) 少子高齢化が日本と同じように進み、出生率低下や保育園不足、女性就業率や高齢労働者の就業率の増加など、きわめてよく似た状況を抱えているドイツを取り上げ、仕事とケアの調整がどのように行われているのかについて詳しく明らかにする。それと共に日本との比較を行い、似た条件のもとで行われている政策の共通点や異なる点を明らかにしていく中で、日本への政策的インプリケーションを析出する。

(2) この際ケアの内容として、出産・乳幼児の育児期、より長期的な子育て期、親などの介護・介助が必要な時期、自身が高齢となった時期を取り上げる。その上でそれぞれの時期に応じた、あるいはそれぞれの時期を通じた政策の展開と現場での実践方法を明らかにする。それぞれの時期における個人・家族生活の状況に応じて、いかなる形での仕事が行われているのか、あるいは行われていないのかについて明らかにする。またこうした政策が社会的、経済的に持つ機能を考察する。

### 3. 研究の方法

(1) まずこの課題の管掌官庁であるドイツ政府連邦家族省(高齢者・女性・青年・家族省)および連邦社会労働省による報告書・調査報告書・ウェブサイト・パンフレットの分析を行い、政府の主導する政策およびそのコンセプトを把握する。第二に、連邦統計局による統計データベース Destatis の中から関連する統計数値の収集とその分析を行う。第三に、連邦法務省の法律データベースから関係する法および法改正の収集とその分析を行う。関連論文および文献の研究と合わせて、これらによって研究の前提のベースをつくる。

(2) 次にドイツにおける調査を行う。調査対象として、一方ではドイツの工業化の担い手であり続けてきた重工業のグローバル大企業における働き方に照準を合わせると共に、他方では近年製造業を大きく凌ぐまでに拡大したサービス産業、特に小売業をとりあげる。具体的方法としては一次資料の収集、企業・関連団体でのインタビュー調査とその分析である。一次資料の収集はダイムラー社やクルップ社などの企業文書館における企業内一次資料、さらにドイツ経営者団体連盟の文書館における経団連一次資料を中心に行う。さらにインタビュー調査および現地一次資料の収集については、小売業企業連盟、大手小売業レーベ社、自動車関連企業ポッシュ社、サービス産業労働組合、ダイムラー社従業員代表委員会などで行う。

(3) これらで得られる事実をまとめて研究会および国内学会・国際学会・国際会議等で報告し、そこでの議論および質疑を踏まえて、研究の弱点を見つけて補強するとともに研究を深化させる。特に 2015-2016 年のドイツのベルリン・フンボルト大学国際労働史研究プロジェクトへのフェローとしての参加、2017-2018 年のハーバード・イェンチン研究所での客員研究員としての招聘の機会を利用し、各国の研究者と議論を重ねる中で研究レベルを向上させる。

### 4. 研究成果

(1) 日本で仕事とケアをどう両立させるかというテーマは 2000 年代半ば以降、政府主導の形で十年以上取り組まれてきた。それと同時に、2018 年の働き方改革法がその方向性を示したとあり、同一賃金同一労働の実現、正規・非正規の格差の縮小、さらには非正規という言葉がなくすといった首相の言明などにより、雇用構造そのものの改革への取り組みが起きている。

本研究は、もともとワーク・ライフ・バランス政策のドイツでの展開を見るという視角から始まったものであるが、研究を進めるうちに、この研究の含意は狭い意味でのワーク・ライフ・バランス政策にとどまるものではなく、むしろ日本の雇用改革、働き方改革全体に示唆を与えるものであることが明らかになった。

(2) ドイツの最も大きな特徴であり、また日本と大きく異なっているのは、労働時間の弾力化であり、これが仕事とケアの調整に関しても、また働き方そのものに対しても決定的意味をもっていることがわかった。もちろん日本にも変形労働時間制やフレックスタイム制をはじめ同様の制度は以前から存在している。しかしこうした形式的な共通性とは全く異なる実態があり、またそれが仕事とケアの調整にもつ意味についても大きく異なっている。それはドイツの労働時間の弾力化や短縮が、その多くの部分が「正社員」の枠組みの中で行われているという点である。そのため給与をはじめとする労働条件が基本的に等しく、格差が生まれづらい。またこれはリーマンショックなどの不況期には企業によっても使用され、それによって解雇や失業を回避する

という大きな雇用効果も生んでいることが明らかになった。

(3) 子育て期におけるパートタイムはこうした特徴を顕著にあらわす雇用形態である。パートタイム、特に週 20 時間以上働くパートタイムは政府統計によっても「正社員」に入っていることからわかるが、ドイツのパートタイムは正社員の時間柔軟化・一時的短縮の手段として利用されている。日本のパートタイムは従来、正社員との給与をはじめとする労働条件の格差が大きく、こうした条件の均等ないし均衡をめざした取り組みがなされてきたものの、現在に至るまで根本的な改善にはいたっていない。これに対してドイツでは、フルタイム正社員がパートタイム正社員となり、時間比例の給与になることを通じて、子育てなどの家族のケアと仕事の調整をしやすいになっている。また 2019 年の架け橋パート法により、1~5 年パートで働いたのちに元の職場に戻れる権利が規定されたことにより、フルタイムとパートタイムは、個人的あるいは家族の事情によって行き来することのできる雇用形態として相互利用することが可能となった。

(4) 乳幼児の育児期については、日本と同様にドイツでも育児休業制度があり、親時間と呼ばれる。この十年間で男性の親時間取得者は、日本と同じ程度の 2 - 3%から 4 割まで増加している。こうした急激な状況変化の背景にあるのも、労働時間の弾力化によるパートタイムである。新たな法律改正により、親時間中にパートタイムで働いた場合、親手当が支給される期間が 4 カ月までに延長されたことにより、男性が 4 カ月パートタイムで働きながら親時間を取得するという事例が激増している。これにより、男女ともに育児に参加し、また男女ともパートタイムにより仕事も行うという、就業・ケア共同家族モデルが急速に広がりつつあることがわかった。

(5) このコンセプトと制度は介護が求められる人や高齢時の働き方、さらにデジタル経済化にそなえて再教育を受けたい人など、より広い仕事と個人生活との調整にも応用されている。家族介護時間法により、介護を行う人がパートタイムで働きながら介護をし、収入減少分を補う制度が運用されている。高齢者に対して従来高齢者パートタイム制度があり、55 歳以上の人々に適用されてきたが、この制度はより一般的なパートタイム制度に包括され、短時間正社員となりながら、年齢や健康状態・体力にあった「年齢に公正な労働社会」が目指されている。インダストリー 4.0 に対応したワーク 4.0 政策の中では、デジタル化やネットワーク化に対応した再教育によって技術的失業を避ける展望が示されているが、この際にもパートタイムが利用されることで、仕事と再教育との調整政策が行われるとされる。

(6) 上記のように、労働時間の弾力化・柔軟化、その典型的な形としての正社員パートタイムの増大は、乳幼児の育児、長期の子育て、介護、高齢、また再教育など、さまざまな形での個人的ないし家族的事情に対応して、労働時間を短くしたり、またフルタイムに戻したりなど、自由に調整する可能性をドイツ社会に与えていることが明らかになった。日本においても短時間正社員という形はあるものの、その割合はまだ圧倒的に少なく、多くのパートタイムは正社員とは明確に区別された身分的格差のもとにある。しかし最近働き方改革が進行中であることもあり、時間制正社員を採用する会社が現れるなど、ドイツの正社員パートタイムによく似た形の雇用形態も新たに生まれている。

(7) この研究は結果として、日本でのワーク・ライフ・バランス政策を考えるのみならず、日本で非正規雇用の増加と正規雇用との労働条件の格差という状況の変革についても大きなヒントを与えることとなった。育児や介護など、個人や家族の中でケアが求められる状況になった時に、しばしばフルタイムの正規雇用では勤め続けられない状況に陥る日本に対して、正規雇用のまま労働時間を大きく弾力化することによって、あるいは正社員のまま短時間働き、また元のフルタイムに戻れることによって、仕事とケアとを両立できることをドイツは示している。

## 5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 3 件)(すべて単著)

田中洋子「有期雇用の日独比較」『大原社会問題研究雑誌』718 号、2018、54-76 頁、査読有

田中洋子「なぜ日本の労働時間はドイツより長いのか」『社会政策』第 10 巻 5 号、2018、5-24 頁、査読なし

田中洋子「ドイツにおける労働への社会的規制 . 「雇用の奇跡」と二重共同決定制度」『社会政策』第 7 巻第 1 号、2015、査読なし

〔学会発表〕(計 11 件)

Yoko Tanaka, 'Structural Change of Female Labor Participation in Germany 1875-2015', in: "Changing female labor force participation in Europe and Asia", World Economic History congress, Boston/Cambridge, August 2, 2018

Yoko Tanaka, 'Precariousness in Workplaces Comparative Study on Exclusion Line in Germany and Japan' in: "Social indicators and policies toward labor precariousness in a growth context: an Eurasian comparative, connected and long-term approach", World Economic History Congress, Boston/Cambridge, July 31, 2018

Yoko Tanaka, 'Gender Inequality in Growing Service Economy? Non-Standard Work in Germany and Japan', in: "Colloquium on Equal Participation and Diversity", Japanese-German Center Berlin [JDZB] & Japan Society for the Promotion of Science [JSPS], December 1, 2017

Yoko Tanaka, 'Growing the Service Economy with More Precarious Work? Convergence and Divergence in International Comparison', Harvard Yenching Institute, November 6, 2017

田中洋子「ドイツにおける有期雇用の特徴」社会政策学会（明星大学）2017年6月3日  
田中洋子「ドイツ小売業における企業規模と就業形態の長期的変化 - 特に女性労働に着目して. 1875~2015年」社会経済史学会（慶応大学）2017年5月27日

Yoko Tanaka, 'Is Part-time Precarious? Comparative Study in Germany and Japan', in: Wissenschaftszentrum Berlin, September 8, 2016

Yoko Tanaka, 'Service industry and the female work in global historical perspective', in: re:work International Symposium, Berlin, March 3, 2016

Yoko Tanaka, 'How Working Conditions of the Female Irregular Workers in the Service Industries in Germany are Regulated in Workplace?', American Social Science Alliance, LERA, San Diego, USA, January 2016

田中洋子「ドイツのスーパーマーケットにおける働き方と雇用構造」社会政策学会（西南学院大学）、2015年11月1日、

Osamu Saito & Yoko Tanaka, 'Manufacturing growth and the size distribution of industrial workers: Germany and Japan compared', World Economic History Congress, Kyoto, 2015.8

〔図書〕(計2件)

Yoko Tanaka, 'End of the Housewife Paradigm? The Comparative Development of WorkFamily Models in Germany and Japan', in: Annette Schaf-Seifert, Uta Meyer-Gräwe, Miyoko Motozawa (eds.), Family Life in Japan and Germany. Challenges for a Gender-Sensitive Family Policy, Springer VS, 2019, pp.219-265..

田中洋子「雇用システムの動揺と転回」工藤章・藤澤利治編『ドイツ経済. EUの中軸』ミネルヴァ書房、2019、第4章

〔産業財産権〕

出願状況（計0件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年：  
国内外の別：

取得状況（計0件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。